

i 議案審査の詳細な内容等は、本会議録や委員会記録(図書館等での閲覧のほか、市議会ホームページの会議録検索システムからでも閲覧可能)をご覧ください。

～意見書・決議～

13面の特殊詐欺の撲滅に関する決議以外に、次の決議案1件を可決し、いずれも市長に送付しました。また、意見書案1件を可決し、政府等に送付しました。(意見書・決議の一部を抜粋して掲載しています。)

○「議案第83号 吹田市市税条例の一部を改正する条例の制定について」に対する附帯決議※

- (1)本制度をマンションの管理不全の予防につながる実効性のあるものとする。
- (2)吹田市マンションの管理の適正化の推進に関する条例に基づく届出制度によりマンションの管理状況を把握し、特に管理不全の兆候が見られるマンションに対しては、積極的なアウトリーチ型の支援として、個別にマンションを訪問し、マンション管理に関するアドバイザーの派遣を提案するなど、それぞれの課題の解決に努めること。
- (3)現在は2年間と限られている本制度の対象期間の延長を、国に要望すること。

○ブラッドパッチ療法に対する適正な診療上の評価等を求める意見書

- (1)ブラッドパッチ療法の診療報酬の算定要件の注釈に「本疾患では起立性頭痛を有しない場合がある。」旨の記載を加えること。
- (2)ブラッドパッチ療法の診療報酬において、X線透視を要件とし、漏出部位を確認しながら治療を行うことを可能にするよう、診療報酬上の評価を改定すること。

※決議の種類の一つである「附帯決議」とは、議決した議案に、議会が求める留意事項等の意見を付けるものをいいます。

議 会 日 誌

7月定例会閉会後の主な議会活動

| 開催した会議 | | |
|--------|-----|--|
| 8月 | 23日 | 決算常任委員会建設環境分科会 |
| | 28日 | 決算常任委員会 |
| 9月 | 1日 | 議会運営委員会 |
| | 5日 | 議会広報委員会 |
| | 6日 | 議会運営委員会 |
| | 13日 | 本会議、議会運営委員会 |
| | 20日 | 本会議 |
| | 21日 | 本会議 |
| | 22日 | 本会議、議会運営委員会 |
| | 25日 | 本会議、常任委員会(財政総務、文教市民、健康福祉、予算) |
| 10月 | 26日 | 財政総務常任委員会、予算常任委員会分科会(財政総務、文教市民) |
| | 28日 | 常任委員会(健康福祉、建設環境)、予算常任委員会分科会(健康福祉、建設環境) |
| | 3日 | 常任委員会(健康福祉、予算) |
| 10月 | 5日 | 議会運営委員会 |
| | 10日 | 本会議、決算常任委員会 |

請願書や陳情書の提出について

市民の皆さんは、市政に対する要望や意見を文書にして、いつでも市議会に提出することができます。

請願書(請願を紹介する1名以上の市議会議員の署名または記名押印が必要)が議会に提出されると、委員会に付託して慎重に審査します。本会議で最終的に採択(取り上げるべき)と決定した場合は、市長に送付し、市長からは次の定例会に請願の処理の経過および結果が報告されます。

また、陳情書は、その写しを全議員に速やかに配付し、内容の周知を図っています。

書式例

| (表 紙) | (内 容) |
|--|--|
| <p>〇〇に関する請願(陳情)</p> <p>紹介議員 (陳情の場合は不要)</p> <p>(議員氏名) ○○○○ ○○○○ ○○○○ ○○○○</p> | <p>〇〇に関する請願(陳情)</p> <p>吹田市議会議員 ○○○○宛 年 月 日</p> <p>請願者(陳情者) 住所 氏名 署名又は記名押印</p> <p><請願(陳情)の趣旨、理由></p> <p>----- 下記の事項を請願(陳情)します。 ----- 記</p> <p>1 ----- 2 -----</p> |